

障害者自立支援法の施行対象から障害児の除外を求める意見書

障害児の福祉施設の利用については、従来、行政処分として入所の措置がとられてきたが、障害者自立支援法の施行にあわせて、平成18年10月から障害児施設についても利用契約制度が導入されるとともに、障害児の在宅系サービス(児童デイサービス等)については、障害者自立支援法に基づく規定により実施されているところである。

しかしながら、障害児の福祉については、本来、保育所等の一般施策との連携の観点から児童福祉法に位置づけることを基本とすべきものであることから、障害児に対する福祉サービスの利用者負担等に関しても、障害者と同一の制度を適用せず、児童福祉法に基づく制度として、障害児の福祉を充実することが求められている。

よって、国においては、障害者自立支援法の施行対象から障害児を除外するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗